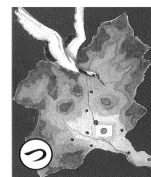




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年2月28日(木) 号外(第2号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第43号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年2月28日

群馬県知事 大澤 正 明

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-(2-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド(通称名Ortho-fluorofentanyl、2-Fluorofentanyl、o-fluorofentanyl)及びその塩類
- (2) N-(4-メトキシフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]ブタンアミド(通称名p-Methoxybutyrylfentanyl、Paramethoxybutyrylfentanyl、4-Methoxybutyrylfentanyl、4-MeO-BF)及びその塩類
- (3) N-エチル-1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン(通称名2-FEA、2-fluoroethamphetamine)及びその塩類
- (4) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド(通称名ADB-CHMICA)及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

平成31年3月1日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。